

但シ必要ニ依リ臨時總會ヲ開催スルコトヲ得

第六條 理事會は会長、副会長、主事、會計及理事を以て構成し、緊

急事項の議決又ハ会務の執行に任ずるものとす

第七條 本會に左の役員を置く
(一) 会長一名、(二) 副会長一名、(三) 主事一名、(四) 會計一名

(五) 理事若干名

第八條 会長、副会長、主事、會計は總會に於て選挙し、理事

は加盟組合員四百名迄一名、以上二百名乃至四百名

を増す毎に一名の割合を以て組合別に選出す

第九條 会長は本會を代表し、会務を處理す、会長事故ある時

は副会長之を代理す

第十條 主事は会長の名を受付、会務を處理し、會計は會計事務

を司るものとす

第三章 會計

第十一條 本會の経費は会費を以て充辨す

第十二條 本會加盟の組合は組合員一名に付、月額三種の割を以

第十三條 本會の収支は毎年總會に報告し、その承認を経るを要

す

第十四條 附則

本會加盟の組合にして、會の統制を亂す如き行為あり

たる場合は、官業庁、總同盟中央委員會の承認を任で

理事會之を除名することを得

第十五條 本規約は總會の議決に依るに非ざれば変更することを

不得す

以上